

「建設副産物情報交換システム」について

1 目的

建設リサイクル法や建設副産物実態調査などと連携をとっているシステムで、こうした関係書類作成作業の省力化を図っています。またこのシステムの利用により、排出事業者や処理業者間の情報交換も効率的に行われ、環境保全・コスト縮減を推進していくことを目指しています。

2 対象工事

請負金額100万円以上の工事

3 データ入力するタイミング

- ①建設副産物処理計画書の作成時
- ②工事完了時
- ③登録情報の変更が生じたとき

4 県に提出する書類・提出方法

このシステムに入力することによって「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」及び、別紙のような「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」が作成できるので、これらを建設副産物処理計画書に添付して提出してください。

5 システムへの登録・データ入力に関する問合せ先

JACIC 建設副産物情報センター

〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

TEL : 03-3505-0410

FAX : 03-3505-8872

ホームページ : <http://www.recycle.jacic.or.jp/>